

令和6年度 相撲競技部細則

- (1) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で兵庫県中学校体育連盟に申請していること。
- (2) 兵庫県内に地域クラブ活動が設置されているものとする。(兵庫県外に設置されている場合は学校からの参加となる)
- (3) 団体に出場する場合は個人も地域クラブ活動を申請した地区から参加とする。(逆も同様)
- (4) 地域クラブ活動からの参加については引率及び監督を以下のようにする。
- (5) 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。
- (6) 大会運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。

※ 地域クラブ活動から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。

※ 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。